

第 111 号議案

阪神沿北側線橋梁（西ノ坪橋）架設他工事請負契約に係る変更契約締結の
件

阪神沿北側線橋梁（西ノ坪橋）架設他工事請負契約に係る変更契約を次のとお
り締結する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 阪神沿北側線橋梁（西ノ坪橋）架設他工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市東灘区魚崎中町 1 丁目及び北青木 4 丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 工事延長 654メートル
道路土工 一式
街渠工 780メートル
車道舗装工 4,262平方メートル
歩道舗装工 3,856平方メートル
P C 単純床版橋架設工 1 橋
イージャーメン橋架設工 1 橋
道路照明灯設置工 28基
構造物撤去工 一式 |
| 4 | 請 負 金 額 | 5 億 538 万 700 円 |
| 5 | 請 負 人 | 神戸市灘区岩屋中町 1 丁目 4 番 19 号
兵庫奥栄建設株式会社
代表取締役 米田 憲二 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 都市計画費 街路事業費
街路立体交差費 工事請負費 |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和 7 年 5 月 29 日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月条例第 84 号）第 2 条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。